

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 9 月

評価対象（事業名）	教習業務	
担当部局・課	主管部局・課	労働基準局安全衛生部安全課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	3	労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること
施策目標	2	労働者の安全と健康の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
<p>労働安全衛生法では、クレーンの運転のように操作を誤れば周囲の労働者も巻き込む死傷災害をもたらす危険性をもつ業務については、免許を受けた者でなければ就かせてはならない又は就いてはならないとしている。免許を受けるためには、受験者が一定の危険・有害業務を行うにあたっての必要な知識及び技能を有していることが確認される必要があるが、受験者が独学で修得することが困難であることも想定される。このため、受験者の便宜に資する観点から、クレーン等の設備を備え、豊かな知識経験を有する者を配した機関において、一定の教習を修了した者が免許試験における実技試験の免除を受けることができる制度である。</p> <p><参考>労働安全衛生法第61条1項、第72条1項、第75条3項</p>
関連公益法人名
(社)ボイラ・クレーン安全協会 他14法人

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
<p>クレーン運転実技教習等の教習業務は、クレーン等を有しておらず独学で必要な知識及び技能を得ることが困難であると想定される受験者に対して教習を行うものであり、本制度がないと免許の取得が困難となることから、実技試験を必要とする免許においては、本制度は必要である。</p> <p>また、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）を受けて、平成16年度には、労働安全衛生法第77条で登録の要件の整備・教習機関の登録化を行い、登録要件に該当する教習機関において実施することで適正・効率的な教習を行うこととしている。</p>

1 教習の実績

平成 1 5 年度	平成 1 4 年度
12,736 人	13,546 人

2 登録の要件

- (1) 教習の業務を行うために必要な機械器具等を用いて教習を行うこと
- (2) 教習対象機械の種類に応じた要件を満たす講師が事業場ごとに 2 名以上置かれていること
- (3) 教習対象機械の種類に応じて次のいずれかに該当する教習の業務を管理する者が置かれていること
 - ① 5 年以上揚貨装置、クレーン、移動式クレーン等の運転の業務を管理し、又は監督する者としての地位にあったもの
 - ② 前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有するもの
- (4) 教習により習得することができる技能水準が一定程度あると認められること
(根拠：労働安全衛生法第 7 7 条第 2 項)

評価結果 (事務・事業の必要性)

クレーン等を有していない受験者の資格取得の機会を確保するため、本制度を継続していく必要がある。なお、実施にあたっては既に教習機関の登録化を行い、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」の対応は完了している。

3. 特記事項

なし。